

蕨市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

蕨市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 50 年蕨市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「、療育手帳」を「療育手帳」に、「同要綱の」を「同要綱で」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 1 項第 11 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項中第 3 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 蕨市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者
第 3 条第 2 項に次の 3 号を加える。

(5) 蕨市こども医療費支給に関する条例（昭和 48 年蕨市条例第 33 号）による医療費の支給を現に受けている者

(6) 蕨市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年蕨市条例第 36 号）による医療費の支給を現に受けている者

(7) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第1号イ及びウ、第3号並びに第4号の規定は、令和5年4月1日以後にこれらの規定に該当することとなつた者に適用する。

令和6年2月16日提出

蕨市長 賴高英雄